

2005年3月

# 自治会レポート3月

No. 1 05年発行/梶台自治会



団地内をパトロールするボランティア防犯パトロール隊の皆さん

(1月29日警察犬パトロール隊との合同)

本レポートを入手ご希望の方は、自治会事務所に用意してあります。

## ご挨拶

この度、「自治会レポート3月」を発行いたします。諸般の事情により、発行が遅れたことをお詫び申し上げます。

情報公開が重要視される時代に、自治会といえども広報活動を怠ることはできません。年度末でもあり、本レポートは、いつもの町内の話題や、文芸作品などの紹介等は休ませていただき、自治会の行事の見直し、会則改定の流れ、各部の活動の一部紹介に絞った編集といたしました。

例えば、交通・防犯・防災部が起案し、募集した方々によるボランティア防犯パトロール隊が、この度結成され、その積極的活動が始まったことを取り上げました。

今後、会員の皆様のご理解とご協力をいただき、自治会活動の充実をはかりたいと思います。本レポートをお読みいただき、広くご賛同いただければ幸いです。

会長 和田幸三郎

## 目次

1. 自治会のうごき  
ボランティア防犯パトロール隊の活動開始
2. 来年度へ向けて
  - (1) 会則改定の準備のお知らせ
  - (2) 夏祭リアンケート集計結果の報告



## ボランティア防犯パトロール隊の活動開始

桜台自治会（交通・防犯・防災部）では、今年度下期より、防犯パトロールを行っていただけるボランティアを募集し、11月よりパトロールを開始しました。

自発的なボランティアの皆様のお力をお借りし、日頃より、空き巣、車上荒らしなどの犯罪に対して、会員皆様の防犯意識を高めることを目的としております。

現在既に、30名の方を登録し、毎週平日の午前と午後に約2時間、桜台内をパトロールしています。

その中に3名の女性の方も含まれ、

「桜台の皆さんのお力になれることをしたい」と参加されています。

また、南小学校校長先生より、

「児童たちの下校時にも重なってパトロールしていただき、大変有り難いことです。」

との感謝の言葉もいただいています。

先日には、日本警察犬協会パトロール隊の応援も得て、警察犬を従えてのパトロールとなりました。

これからも、息の長い活動として、続けていきます。



ボランティアパトロール隊の皆さんです。



## 会則改定準備中のお知らせ

### 1. 背景と目的

これまで長年勤めてきました和田会長を始めとして、現常務役員が多くが今期限りで退く予定です。今後、会員の高齢化を踏まえて、自治会運営に関わる活動を、会員皆様に可能な限り、広く、平等に分担していただき、また、来年度からの役員選出がスムーズに行われるように、会則改定を準備中です。

また、併せて、規約の内容及び構成を整備し、より分かりやすくします。

### 2. 主な改定点（要点について別紙参照願います）

#### (1) 役員任期

地区長及び副会長の任期を2年間から1年間に短縮する。

#### (2) 役員選出

①地区長及び副会長の選出は立候補又は推薦を優先とし、これがなかった場合は理事からの選出とする。（その結果として、理事から地区長又は副会長に就任した場合は、就任期間が2年間となる）

②理事への就任は機会均等（平等）なものとするために、順番制を徹底する。

③班長、理事の順送り選出に支障が生じた場合の対処法を明記する。

#### (3) 役員会

本部役員会を自治会の最高執行機関とし、常務役員会を補助機関とする。

#### (4) 役員欠員の補充

同一地区内で地区長及び副会長双方が欠員になった場合に補充を行う。

### 3. ご意見の聴取及び今後の予定

本レポートと共に改定案を回覧しますので、ご意見のある方はお手数ですが、添付の様式に記入していただき、3月31日までに、自治会事務所へお届け下さるようお願い申し上げます。その後、皆様のご意見を踏まえて改定案に所要の訂正を加え、次回定期総会（4月24日予定）に議案として提出致します。

以上

## 自治会会則改定（案）要点

改定条項及び改定理由は以下の通り。

改定案条項名	改定理由	対応現行条項名
第1条(名称)		第1条(名称)
第2条(目的)	目的を簡潔且つ明確に記載。	第2条(目的)
第3条(会員)		第3条(会員)
第4条(事務所)		第4条(事務所)
第5条 (自治会の業務)	第2条(目的)の記載に合わせて簡潔に表現。	第5条(自治会の業務)
第6条 (自治会の地域構成)	組織構成のうち、区域構成にかかわる部分を記載。	第6条 (自治会の組織構成)
第7条 (自治会の機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織構成のうち運営機関に関わる部分を決議機関、執行機関及び監査機関に区分して記載。</li> <li>・ 現行記載の顧問については第五章附則へ移す。</li> </ul>	第6条 (自治会の組織構成)
第8条 (定期総会)	定期総会に関わる規定を集約。	第7条(定期総会) 第8条 (定期総会の開催) 第10条(総会の成立)
第9条 (臨時総会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成その他を定期総会と同じにする。</li> <li>・ 現行は、臨時総会の構成員を班長と本部役員(=班長会の構成員)としている。構成員が異なるにもかかわらず、定期総会と同列の最高決議機関の位置づけにしているのは組織構成の上で大いに問題あり。</li> </ul>	第9条(臨時総会) 第10条(総会の成立)
第10条 (役員の種類、選出区域、定員及び任期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員の全体像を掴み易いように一覧表にまとめる。</li> <li>・ 地区長及び副会長の任期を現行の2年から1年に短縮する(理事から引き続き地区長又は副会長に就任した場合の就任期間を現行の3年から2年に短縮するため)。</li> </ul>	第14条 (本部役員、会計監査及び班長の選出) 第16条 (本部役員、会計監査及び班長の任期)

改定案条項名	改定理由	対応現行条項名
第11条 (役員を選出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 班長及び理事の選出に当たり、順送りに支障が生じた場合の対処方法を明記。</li> <li>・ 班長及び理事が期中に任務の継続が困難になった場合の対処方法を明記。</li> <li>・ 理事への就任を機会均等(平等)なものにし、順番制を徹底するようにする。</li> <li>・ 地区長及び副会長の選出は立候補又は推薦を優先するが、これらが無かった場合は、現理事の中から選出することをより明確にする。</li> <li>・ 会長への立候補、推薦は全会員の中から募ることとする。</li> </ul>	第14条 (本部役員・会計監査・班長の選出)
第12条 (役員の任務)		第12条 (本部役員及び班長の任務) 第24条(細則)
第13条 (役員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常務役員会を本部役員会の補助機関とする。</li> <li>・ 現行規約では常務役員会を本部役員会と並ぶ最高執行機関としているが、これは組織構成の上で大いに問題がある。</li> </ul>	第11条 (会議体)
第14条 (専門部会)		第12条 (本部役員及び班長の任務)
第15条 (会計監査員選出区域、定員及び任期)		第14条 (本部役員・会計監査・班長の選出)
第16条 (会計監査員の選出)	立候補者又は推薦候補者が1名の場合は信任投票を行うものとする。	第14条 (本部役員・会計監査・班長の選出)
第17条 (会計監査員の任務)		第13条 (会計監査)

改定案条項名	改定の意図	対応現行条項名
第18条 (地区長又は副会長の 欠員の補充)	補充手続きの煩雑さを考慮し、同一地区選出の地区長又は副会長の何れか一方が欠員になった状態ではまだ補充を行わず、双方が欠員になってはじめて補充を行うこととする。	第14条 (本部役員・会計監 査・班長の選出)
第19条 (会長の欠員の補充)		第14条 (本部役員・会計監 査・班長の選出)
第20条 (会計監査員の欠員の 補充)	補充手続きの煩雑さを考慮し、会計監査員の欠員が2名までは補充を行わず、3名以上欠員になったら直ちに補充を行うこととする。	第14条 (本部役員・会計監 査・班長の選出)
第21条 (地区長又は副会長の 罷免)	罷免の要件及び手続きを簡素且つ明確にする。	第15条 (常務役員・会計監査 の罷免)
第22条 (会長の罷免)	罷免の要件及び手続きを簡素且つ明確にする。	第15条 (常務役員・会計監査 の罷免)
第23条 (会計監査員の罷免)	罷免の要件及び手続きを簡素且つ明確にする。	第15条 (常務役員・会計監査 の罷免)
第24条(会計)		第18条(会計)
第25条 (会費及び入会金)		第19条 (会費及び入会金)
第26条 (会計年度及び予算の 執行)		第20条 (会計年度及び予算執 行)
第27条 (営繕積立金)		第21条 (営繕積立金)
第28条 (見舞金及び弔慰金)		第22条 (見舞金及び弔慰金)
第29条(顧問)	顧問の位置付け、委嘱の権限等を明記する。	

改定案条項名	改定の意図	対応現行条項名
第30条(細則)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細則を別に定めることができるとし、制定・改廃の権限等を明記する。</li> <li>・現規約に記載がある常務役員の任務は第12条(役員の任務)に集約。また、会計管理基準は別途細則として規定することにする。</li> </ul>	第24条(細則)
第31条 (自治会館に係る権利)		第23条 (自治会館に係る権利)
	現行の条文にほとんど意味が無いので削除	第17条(役員の道義責任)
	第12条(役員の任務)に重複するので削除	第25条 (議事録の作成及び広報の発行)
	新規約の表紙に沿革として記載することとし、削除	第26条(執行)